

## 「指定居宅介護・重度訪問介護・行動援護 重要事項説明書」

あなたに対する居宅介護サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

### 1. サービスを提供する事業者

名 称	仙台介護サービス
所 在 地	宮城県仙台市若林区遠見塚3丁目8番25号
電 話 番 号	022-294-6251
代表者氏名	代表取締役 岩渕 徹

### 2. 事業所概要

事業所の名称 (事業所番号)	仙台介護サービス (0415300599)
事業所の所在地	宮城県仙台市若林区遠見塚3丁目8番25号
連 絡 先	電話番号 022-355-8105 ファックス 022-355-8106
管 理 者	岩渕 徹
サービス提供責任者	池田由美
サービスの実施地域	仙台市内

### 3. サービスの目的・運営方針

目 的	障害者が居宅にておいて自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びにその他の生活全般にわたる援助を行います。
運営方針	関係法令を遵守し、障害者が必要なときに必要な障害福祉サービスの提供ができるよう努めるものとする。また、他の社会資源との密接な連携に努めます。

#### 4. 事業所の職員体制

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1	1				1	
サービス提供責任者	2	1	1			2	
介護福祉士	3	2		1			
実務者研修終了							
2級終了	3			2			

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

#### 5. 営業日と営業時間

営業日： 月曜日～金曜日（国民の祝日及び夏季休暇8月13日～8月15日、冬季休暇12月30日～1月3日の間は休業）

営業時間 8 : 30 ～ 17 : 30まで

※上記の営業日、営業時間のほか、要相談。

#### 6. サービス提供の内容

(1) 居宅介護等計画（個別支援計画）の作成

(2) 各サービスの内容

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。 又、病院への通院のための介助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

(3) その他必要な生活等に関する相談、助言

(4) 介護給付費対象外サービス

## 7. 利用料金

### (1) 介護給付費対象サービス内容の料金

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

### (2) 事業所体制又は対応内容により、料金が加算されます。1割の利用者負担料に対して加算させていただきます。

＊初回加算 初回サービス提供時、サービス担当者がサービス内容把握のために担当ヘルパーと同行した場合。

＊処遇改善加算 IV

### (3) 交通費

サービス提供地域におけるサービス利用についての交通費は無料です。

それ以外の地域へのサービス提供につきましては、サービス提供地域を越えた地点から1kmあたり「移動に要する実費（ガソリン代）」とし、往復距離数にこの金額を乗じた額を実費負担とさせていただきます。

### (4) 利用料金のお支払方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 当事業所窓口での現金支払い
- ② 指定口座への振込み
- ③ 金融機関口座からの口座振替

ご利用できる金融機関：七十七銀行、他。

## 8. 利用者の記録及び情報の管理等

### (1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9：00～午後5：30です。

### (2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」

による)に基づき情報提供を致します。

## 9. サービスの利用開始

- (1) 居宅介護について介護給付支給決定を受けた方で、当事業所の利用を希望される方。サービス提供に係る重要事項について説明します。
- (2) サービス利用が決定した場合は契約を締結し、介護計画を作成後、サービスの提供開始します。契約の有効期間は介護給付費支給期間と同様です。ただし、引き続き支給を受け、利用者から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。

## 9. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診 療 科： 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

## 10. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

### (1) 要望・苦情等申立先

ご利用相談窓口	・窓口担当者 池田 由美 ・ご利用時間 9：00～ 17：30 ・電話番号 022-355-8105 F A X 022-355-8106 ・ 担当者が不在の場合は、事業所事務所までお申し出ください。
運営適正化委員会	022-716-9674 9：00～16：00
青葉区障害高齢課	022-225-7211 8：30～17：00
宮城野区	022-291-2111 8：30～17：00
若林区	022-282-1111 8：30～17：00
太白区	022-247-1111 8：30～17：00
泉区	022-372-3111 8：30～17：00

(2) 虐待防止対応規定により、本法人における虐待防止対応責任者、虐待防止担当者を設置し、虐待防止に努めることといたします。

虐待防止対応 責任者	株式会社 ライフアップ 代表 岩渕 雄司 連絡先：080-6052-1609
虐待防止担当者	仙台介護サービス サービス提供責任者 池田 由美 連絡先：022-355-8105
<p>*虐待通報の受付 虐待の通報は、面接、電話、書面などにより担当者あるいは障害者対応の職員が受け付けます。また、直接虐待通報を申し出ることできます。</p> <p>*虐待防止受付の報告・確認 担当者が受け付けた通報を責任者に報告いたします。</p> <p>*虐待防止解決のための対応 責任者は、通報者と誠意をもって対応し、解決に努めます。その際、虐待通報者立ち合いによる相互協議は、相互協議の結果や改善事項等の確認をもとに行います。</p>	

## 11. 協力医療機関

(1)

医療機関の名称			
医 院 長 名			
所 在 地			
電 話 番 号			
診 療 科		入 院 設 備	